

2021年版 東京都昇降機等定期検査報告 実務マニュアルの解説

(1) 昇降機定期検査報告書 作成要領

東京都昇降機等定期検査報告実務マニュアル(2021年版) 第2章・第3章

(2) 2021年版 実務マニュアル等 HPの掲載について

【お願い】

令和3年度 昇降機等定期検査報告実務者講習会は、昨年度と同様新型コロナウイルス感染症予防対策への対応のため、中止とさせていただきます。

新実務マニュアル等についてご質問等がございましたら、下記の
質問専用アドレスまでご連絡いただけますようお願いいたします。

質問専用アドレス: goiken_toankyo.tesc@sirius.ocn.ne.jp

(一社)東京都昇降機安全協議会
業務部

皆さん、こんにちは東京都昇降機安全協議会です。

関係各位の皆様には、日頃より当協議会の運営に、ご理解とご協力を賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、毎年8月に開催しておりました、「昇降機等定期検査報告実務者講習会」は、新型コロナウイルス感染症予防対策への対応のため、令和3年度も昨年度と同様、中止とさせていただきます。

これに伴い、講習会で行っておりました実務マニュアルの説明ができなくなりましたので、実務マニュアルの解説資料(PDF)をご提供いたしますので、ご活用願います。

なお、実務マニュアル等について、ご質問がございましたら質問専用アドレスまで、ご連絡頂けますようお願いいたします。

説明は以下の2項目です。

- ①昇降機定期検査報告 作成要領 (実務マニュアル2021年度版)の主な項目の説明
- ②当協議会のホームページ 掲載のお知らせとなります。

昨年度の説明では・令和1年度 昇降機等定期検査報告状況・定期報告の台数推移の他、機種ごとにおける「要是正」・「要重点点検」の指摘状況等について説明しておりましたが、今回は割愛させていただきます。

一般社団法人
東京都昇降機安全協議会

定期検査報告書（第1・2面及び結果表）協議会HPからのダウンロード

トップページ 協議会の概要 定期検査報告制度 関係法令 報告書ダウンロード

トピックス
昇降機の安全・安心を支える 定期検査

Home > トピックス一覧 > 報告書ダウンロードファイル（様式）の変更について

トピックス詳細

2022.01.25

報告書ダウンロードファイル（様式）の変更について

定期検査報告書等について省令様式との整合を図るためダウンロードファイルを変更しましたのでお知らせいたします。

今後の定期検査報告書等は、変更後の様式により作成をお願いいたします。

以上

定期検査報告書＋定期検査報告概要書

第三十六号の四様式、第三十六の五様式（昇降機及び観光用エレベーター等）

定期検査報告書＋定期検査報告概要書	PDF	EXCEL
記入上の注意（報告書）	PDF	WORD
記入上の注意（概要書）	PDF	WORD
定期検査報告書 第二面 別紙	PDF	EXCEL

出版物

- 昇降機定期検査報告書 作成要領
- 定期報告推進リーフレット

それでは定期検査報告書の記入要領につきまして説明いたします。

定期検査報告書の記入につきましては、各協議団体等での報告書の記載について説明会が開催され検査員の皆様は充分ご理解されているものと思いますので、復習の意味を込めて主要箇所と実務マニュアル2021年版での改訂内容等について説明いたします。

尚、報告書の様式につきましては、当協議会のHPからもダウンロードできるように掲載しておりますので、ご確認頂き活用願います。

定期検査報告書（第1・2面）記入について

第三十六号の四様式（第六条、第六条の二の二関係）（A4）

■定期検査報告書 第一面

定期検査報告書
（昇降機）
（第一面）

建築基準法第12条第3項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、定期検査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は事実と相違ありません。

元号を直接記入（和暦） → 令和 年 月 日

報告者氏名

■定期検査報告書 第二面

（第二面）

元号を直接記入（和暦）

昇降機の状況等

【1. 昇降機に係る確認済証交付年月日等】

【イ. 確認済証交付年月日】

平成

年

月

日

第

号

【ロ. 確認済証交付者】

☐ 建築主事☐ 指定確認検査機関（

【ハ. 検査済証交付年月日】

平成

年

月

日

第

号

【ニ. 検査済証交付者】

☐ 建築主事☐ 指定確認検査機関（

【2. 検査日等】

【イ. 今回の検査】

令和

年

月

日

実施

【ロ. 前回の検査】

☐ 実施

令和

年

月

日

報告

☐ 未実施

【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】

☐ 有☐ 無

昇降機の状況等

（第二面）

■ 記入事例 1 [旧様式 使用事例]

【1. 昇降機に係る確認済証交付年月日等】

【イ. 確認済証交付年月日】

昭和・平成 3

年

7

月

9

日

第

3045

号

【ロ. 確認済証交付者】

☒ 建築主事☐ 指定確認検査機関（

【ハ. 検査済証交付年月日】

昭和・平成 3

年

12

月

13

日

第

437

号

【ニ. 検査済証交付者】

☒ 建築主事☐ 指定確認検査機関（

【2. 検査日等】

【イ. 今回の検査】

令和 1

年

5

月

【ロ. 前回の検査】

☒ 実施（平成 27

年

11

月

【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】

☒ 有☐ 無

旧様式 使用の検査会社は、速やかに新様式への切替をお願いします。

・定期報告書 第一面・第二面の記入について

令和3年1月1日より定期検査報告書（第一面）押印が不要となり様式の変更を行い、その後、第一面の行政受付欄の変更および省令様式への変更を行い協議会HPに掲載しておりますので旧様式をご使用の検査会社・検査者の方は協議会HPより最新版の様式をダウンロードの上ご使用いただけます様、お願いいたします。

又、その他各種届出様式につきましても各特定行政庁の施行規則を定期的に確認しておりますので何かございましたら、お問い合わせいただければと思います。

定期検査報告書 第1・2面 指摘台数の記入について

⑧ 報告する昇降機の台数を記入する。
 【4. 報告対象昇降機】
 【イ. 検査対象昇降機の台数】 (A 台)
 【ロ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり B 台 (うち既存不適格 C 台)
 要重点点検の指摘あり D 台 指摘なし E 台
 $A=B+D+E$
 【ハ. 指摘の概要】 全号機の「要是正」「要重点点検」指摘について、「号機(複数台の場合)、検査項目指摘の概要(指摘状態を簡潔に)、指摘レベル(要是正、要重点)」を記入する。
 【ニ. 改善予定の有無】 ☐ 有 (年 月に改善予定) ☐ 無
 【ホ. その他特記事項】
 既存不適格のみの場合、要是正欄にもその台数を記入する。
 既存不適格のみは有無にレ点チェック不要
 台数の記入法
 11項「検査結果による各指摘内容に対する記入方法」参照

第1面

⑥【6. 検査の状況】
 【イ. 指摘の内容】 ☐ 要是正の指摘あり (☐ 既存不適格)
☐ 要重点点検の指摘あり ☐ 指摘なし
 【ロ. 指摘の概要】 指摘があった場合、「要是正」「要重点点検」を明示し、内容を簡潔に記入する。
 【ハ. 改善予定の有無】 ☐ 有 ☐ 無
 既存不適格のみは有無にレ点チェック不要

第2面

11. 検査結果による各指摘内容の記入方法 [17年版実務基準書 P-46・7]

事例	指 摘				検査結果表				報告書・概要書(第一面) 【6. 検査の状況】 (ロ)の記入				報告書・概要書(第一面) 【4. 報告対象昇降機】 台数カウント			
	指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	指摘なし	要重点点検	要是正	既存不適格	要是正	(☐ 既存)	要重点	指摘なし	要是正	既存不適格	要重点	指摘なし
1号機	●	—	—	—	○	—	—	—	レ	レ	—	—	1	—	—	—
2号機	—	—	—	●	—	—	○	○	レ	レ	—	—	1	1	—	要是正指摘あり 6台 うち既存不適格 2台
3号機	—	●	—	—	—	○	—	—	レ	—	レ	—	1	—	1	【要是正 2,4,5,6,7,8号機】 【既存不適格 2,6号機】
4号機	—	—	●	—	—	—	○	—	レ	—	—	レ	1	—	—	要重点点検の指摘あり 1台 【要重点点検 3号機】
5号機	—	●	●	—	—	—	○	○	レ	レ	レ	レ	1	1	—	指摘なし 1台 【指摘なし 1号機】
6号機	—	●	—	●	—	—	○	○	レ	レ	レ	レ	1	1	—	
7号機	—	—	●	●	—	—	○	—	レ	—	—	レ	1	—	—	
8号機	—	●	●	●	—	—	○	—	レ	—	レ	レ	1	—	—	

※定期報告書 第一面・第二面 報告台数・指摘台数の記入について

定期報告書の第1面の4報告対象昇降機欄での記入は報告する台数等を記入することとなります。

報告台数が複数台の場合でも第一面1枚で事足りしますので記載 (A) には対象報告台数を記入願います。指摘の有無・種類により記入する箇所や台数の記載が異なりますので、再度確認をお願いいたします。

特に、記入で間違いが多く見受けられる箇所が要是正 (既存判定) ありで且つ要重点点検の指摘がある場合に要重点点検の指摘ありにも台数が記入されていることがありますので注意願います。

また、第一面4【ロ. 指摘の内容】で各指摘台数の記入欄は空白とせず、0台と記入願います。定期報告書の第二面の指摘の内容は号機毎の記載となりますので該当箇所にレ点チェックを記入してください。

検査結果表による指摘内容の記入方法 (レ点チェック・台数) を表の様に記載して下さい。(実務マニュアル 第2章 51ページに掲載してありますので確認願います。)

指摘の概要については、複数台報告の第一面には号機・指摘の内容・判定 (是正・重点) を明確に記入願います。

第二面は、複数台報告でも1台ごとに第二面が必要ですので、指摘 (是正・重点) の内容を簡潔に記入願います。 (「指摘なし」にレ点チェックの場合は概要書の第二面は不要)

定期検査報告書 第1面(指摘の概要) 記入について

項 目	記 入 要 領
⑧【4. 報告対象昇降機】	a) 【イ. 検査対象昇降機の台数】 } 11 項「検査結果による各指摘内容に対する記入方法」を参照の上台数を記入する。該当昇降機がない時には「0 台」と記入する。空欄は不可。 b) 【ロ. 指摘の内容】 } c) 【ハ. 指摘の概要】全号機の「要是正」「要重点点検」指摘に対し次の内容を必ず記入する。号機(複数台の場合)、検査項目番号、指摘概要(指摘状態を簡潔に)、指摘レベル(要是正、要重点)を記入する。 <例> No. 2 号機 1(2)換気扇が動作せず(要是正) d) 【ニ. 改善予定の有無】要是正、要重点指摘の場合(既存不適格を除く)は「有」「無」のいずれかに「レ」を入れる。要是正、要重点指摘の指摘に対する改善予定が複数ある場合は最も早い予定年月を記入する。 e) 【ホ. その他特記事項】「要是正」「要重点点検」指摘以外の報告すべき事項がある場合記入する。
【4. 報告対象昇降機】	指摘状態(状況)を簡潔に記入して下さい！ <例> 5(2)誘導柵とハンドレールのすき間が基準値を超えている(要是正) 指摘が複数あると書き切れないことがあります。別紙に記載し添付下さい。
【イ. 検査対象昇降機の台数】 (2 台)	
【ロ. 指摘の内容】	要是正の指摘あり 2 台 (うち既存不適格 0 台) 要重点点検の指摘あり 0 台 指摘なし 0 台
【ハ. 指摘の概要】	ES 1・2号機:5(2)転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵、要是正
【ニ. 改善予定の有無】	☐ 有 (令和 年 月に改善予定) ☒ 無
【ホ. その他特記事項】	「要是正」「要重点点検」の時は「有」「無」の「レ」を記載、「有」の場合は改善予定も忘れずに！(既存不適格のみの場合は「レ」記載不要)
【4. 報告対象昇降機】	
【イ. 検査対象昇降機の台数】 (2 台)	
【ロ. 指摘の内容】	要是正の指摘あり 0 台 (うち既存不適格 0 台) 要重点点検の指摘あり 0 台 指摘なし 2 台
【ハ. 指摘の概要】	2号機: 停電時自動着床装置、動作せず(その他)
【ニ. 改善予定の有無】	☐ 有 (年 月に改善予定) ☐ 無
【ホ. その他特記事項】	「要是正」「要重点点検」以外の指摘項目は「その他」欄に記入する。

※指摘の概要の記入について

特にES等での記入時に5(2)転落防止柵・進入防止仕切板及び誘導柵で指摘の概要に検査項目のみが記載されていることがありますが具体的な指摘の内容を簡潔に記載願います。また、指摘内容が検査項目での判定ではなく、昇降機の運行上改善する必要があるその他の項目については、第一面4、ホ：その他特記事項欄に記入願います。

結果表 1(6) 接触器の解説

(6) 制御器	接触器、継電器及び運転制御用基板	電動機主回路接触器の主接点	
		主接点を目視により確認 (A) 適・否・確認不可	(B) フェールセーフ設計 (D) 最終交換日
		(C) 交換基準	年 月 日
		イ. 製造者が指定する交換基準 ()	
		ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する交換基準 ()	
		(E) 「その他必要と考える事項」	

【注意】

※フェールセーフ設計該当有無、交換基準は製造者の公開技術資料を確認し記入する必要がある。

- フェールセーフ設計
 - ・「該当しない」場合は、必ず交換基準の記入が必要。
 - ・「該当する」場合でも、製造者の指定により交換基準の記入は異なる。
- 交換基準が複数ある場合はそれぞれを記入。

※製造者の技術資料を必ず確認することが重要

(A) 目視確認

接触器の判定は、別表第1で指示されているとおり目視と交換基準の2つで判定する必要がある。告示 別表第1

(ろ) 検査事項	(は) 検査方法	(に) 判定基準
電動機主回路用接触器の主接点の状況	目視により確認し、交換基準に従って交換されているか確認する。	イ 著しい摩耗があること又は交換基準に従って交換されていないこと。 ロ 変形があること。
ブレーキ用接触器の接点の状況	目視により確認し、交換基準に従って交換されているか確認する。	イ 著しい摩耗があること又は交換基準に従って交換されていないこと。 ロ 変形があること。

(B) フェールセーフ設計

製造者資料^(※)により該当有無を選択する ⇒ 検査判定はない
(※) 製造者公開(ホームページ等)されている技術資料

【注記】

フェールセーフ設計が判断できない場合は「該当しない」を○で囲む

(C) 交換基準

イ：製造元が指定する交換基準^(※)を記入

- ① 交換基準が複数ある場合は、それぞれを記入
- ② 製造者交換基準を定めていない場合は「なし」と記入 (「イ」に○無し、() 内空欄はダメ)

(※) 製造者公開(ホームページ等)の技術資料より記入

ロ：製造元が倒産等により製造者が指定する交換基準を知らない場合に検査者が記入

(交換基準を複数指定する場合はそれぞれを記入)

【注記】

- ① フェールセーフ設計と交換基準
フェールセーフ設計が「該当する」の場合は交換基準を定める必要なし。但し、フェールセーフ設計の場合でも製造者が交換基準を示していれば検査対象となる。
(17 年業務基準書 P227～228)
- ② 交換基準の判定
交換基準に製造者が「著しい摩耗があること」を定めているにも関わらず、接触器の接点状態を確認できない場合は「要是正」とする。

※検査結果表 1(6) 接触器の判定記入について

接触器の判定は、大きく分けて4項目の確認と判定となります。

- A：接触器の接点が目視確認できるか
- B：フェールセーフ設計になっているか
- C：交換基準
- D：最終交換日欄

いずれも記入に際しては、各製造会社の技術資料を確認し記入願います。

なお、東京都での報告書提出においては、主回路接触器・ブレーキ接触器欄が抹消され未判定での報告は、受付できませんので必ず判定結果を記載願います。

(実務マニュアル 第4章 472ページに掲載してありますのでご確認願います。)

- A：接触器の目視確認については、接点が目視でき摩耗判定ができるか・否か
- B：戸開走行保護装置がある場合は、フェールセーフ設計となりますが、交換基準は各製造会社にて定めていますので、技術資料に従って確認及び判定願います。
- C：交換基準については、イ. 製造者が指定・ロ. やむを得ない事情により検査者が指定の選択がありますが、ほとんどの製造会社が交換基準を公表していますので技術資料を確認し記入願います。
- D：最終交換日について、特に交換基準と最終交換日欄に記入されている判定記載に不整合が多く散見されます。

記入例について、実務マニュアル 65ページに掲載してありますのでご確認願います。

結果表 1(6) 接触器の解説

1(6) 接触器、継電器及び運転制御用基板			
③「最終交換日」と「交換基準に対する結果」記入例			
No	事象	交換基準	最終交換日 その他必要と考える事項
(1)	同一交換基準で接触器が複数ある場合 (交換基準 使用年数)	一番古い接触器の交換日 A: 平成 27 年 10 月 1 日 B: 平成 28 年 12 月 1 日 C: 平成 25 年 6 月 1 日	最終交換日 平成 25 年 6 月 1 日 C O: 4 年
(2)	接触器の交換日が不明の場合 (交換基準 使用年数)	昇降機の設置日、又は使用開始年月日となる。	最終交換日 昭和 60 年 10 月 1 日 A A: 32 年
(3)	交換基準: 作動回数	交換基準 (作動回数 100 万回)	最終交換日 平成 27 年 10 月 1 日 A A: 70 万回
(4)	交換基準: 2 つある場合	交換基準 (10 年もしくは 100 万回)	最終交換日 平成 27 年 10 月 1 日 A A: 6 年, 80 万回
(5)	交換基準: 作動回数 複数接触器中 使用年数より作動回数が 多い場合	交換基準 (作動回数 100 万回) A: 平成 27 年 10 月 1 日 作動回数 70 万回 B: 平成 28 年 12 月 1 日 作動回数 30 万回 C: 平成 25 年 6 月 1 日 作動回数 50 万回	最終交換日 平成 25 年 6 月 1 日 C A: 70 万回
(6)	交換基準: 接点の状態確認	交換基準 (著しい摩耗があること) (注意)「目視」という基準はない!	最終交換日 平成 27 年 4 月 1 日 A B: 著しい摩耗なし
(7)	交換基準が異なる場合	交換基準 (5 年, 10 年)	最終交換日 平成 27 年 4 月 1 日 平成 26 年 10 月 1 日 上段: A 下段: B A: 1 年 B: 2 年
(8)	カッパ内に書ききれない 場合	交換基準 (特記事項もしくは別添)	最終交換日 平成 27 年 4 月 1 日 A 特記事項欄もしくは別添に記入

※記入例

- ・交換基準で接触器が複数ある場合は、最終交換日欄に一番古い接触器の日付・名称及び判定結果を記載願います。
- ・交換日が不明の場合は、昇降機の設置日（検査済証交付日）または使用開始日を最終交換日として下さい。
- ・交換基準が2つある場合：10年もしくは100万回とある場合はそれぞれの交換基準による判定を行い、交換基準を超えているものがあれば「要是正」判定となります。

検査結果表 1(6) 接触器_記入事例

(6)	制御器	接触器、継電器及び運転制御用基板	電動機主回路接触器の主接点 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計 (該当する・該当しない) 交換基準 ① 製造者が指定する交換基準 (著しい摩耗があること) ロ、やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準	適・否・確認不可 最終交換日 1978年4月1日 #UP (著しい摩耗なし)	摩耗状態が最も進行している接触器が#UPであれば #UP 著しい摩耗無し
			ブレーキ用接触器の接点 接点を目視により確認 フェールセーフ設計 (該当する・該当しない) 交換基準 ① 製造者が指定する交換基準 (著しい摩耗があること) ロ、やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準	適・否・確認不可 最終交換日 1978年4月1日 #BR (著しい摩耗なし)	
(6)	制御器	接触器、継電器及び運転制御用基板	電動機主回路接触器の主接点 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計 (該当する・該当しない) 交換基準 ① 製造者が指定する交換基準 (MC、BOR/30年) (著しい摩耗があること) ロ、やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準	適・否・確認不可 最終交換日 平成 20年2月1日 平成 30年3月1日 上 BOR/14年 下 MC/4年	平成20年2月1日 BOR (BOR)/14年 (MCは省略してもよい)
			ブレーキ用接触器の接点 接点を目視により確認 フェールセーフ設計 (該当する・該当しない) 交換基準 ① 製造者が指定する交換基準 (UD、LB/10年100万回) (著しい摩耗があること) ロ、やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準	適・否・確認不可 最終交換日 平成 30年3月1日 UD/4年162,000回 LB/4年162,000回	

⇒ 対象となる接触器が複数ある場合には、最終交換日が最も古い接触器を選択し、その接触器名称及び判定した結果(使用年数・作動回数・接点摩耗状態等、交換基準にある内容)を記入して下さい。
但し、交換基準が使用年数・起動回数等の場合は、最終交換日で選択した接触器が最も早く交換基準に達するので、接触名を省略してもよい。(注)使用年数(月数を記載しない場合は1年未満の切捨て・切上げを統一して記載のこと。

※記入事例

主接触器が目視確認でき、フェールセーフ設計ではなく、製造会社が指定する判定基準が摩耗判定の場合：最終交換日には、一番古い接触器の交換日および判定結果を記載します。

接点が目視確認できない(確認不可)で判定しているのに交換基準が摩耗状況で判定することは、有りません。

目視確認不可の場合は、有期での判定：使用年数あるいは作動回数等になります。

また、最終交換日の記載は、西暦でも構いませんが、和暦での記載を推奨いたします。

検査結果表 1(14) 巻上機(綱車又は巻胴・ブレーキ)記入事例

機 種	機 種 番 号	検査項目	検査結果				担当 検査者 番号
			指摘 なし	要重点 点検	要是正	既存 不適格	
○	△	(11) 減速歯車					
◎	◎	(12) 綱車又は巻胴(*)					
		綱車と主索のかかり					
		イ. 製造者が指定する要是正となる基準値 (例 マーキングが見えない)					
		ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定 する要是正となる基準値 (例 4.5mm以下)					
		ハ. 綱車と主索の滑り等により判定					
		複数の溝間の摩耗差の状況					
		しゅう動面への油の付着の状況					
		保持力					
		イ. ブレーキをかけた状態において、トルク レンザにより確認					
		ロ. ブレーキをかけた状態において、電動機 にトルクをかけ確認					
		ハ. かごに荷重を加え、かごの位置を確認					
		パッドの厚さ					
		イ. 製造者が指定する 要重点点検となる基準値 (例1 5.0 mm以下 例2 ブレーキギャップ 3.5mm 以上)					
		要是正となる基準値 (例1 4.5mm以下 例2 ブレーキギャップ 4.5mm 以上)					
		ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定 する 要重点点検となる基準値 (mm)					
		要是正となる基準値 (mm)					

⇒ 製造者が指定する基準値が数値の場合は以上・以下・超え・未満等を書き加えて表記してください。
(記号: ≧・≦・＜・＞等も可)

ブレーキパッドの厚さを直接測定しないもの(すき間を測定)については基準値の記載にすき間・ブレーキギャップ
・エアギャップ等を()内に記入してください。

※検査結果表1 (14) 巻上機関係、綱車と主索のかかり・ブレーキパッドの厚さについて従来の記載方法に2項目の記載条件を追加しました

1. 製造会社が指定する判定基準について数値表記の場合は以上・以下・超え・未満等を書き加えて記載してください。記号による記載でもかまいません。
2. ブレーキパッドの厚さではパッドを直接測定しないタイプ(すき間を測定)については基準値にブレーキギャップ又はエアギャップ・すき間等を記載願います。

追記の理由として数値のみで基準値表記された場合、基準値と測定値が同じ数値であった時に判定誤りが発生する恐れがあります。

又、ブレーキのパッド厚さでは一般的にパッドが摩耗し薄くなることから基準値が要重点点検より要是正の数値が小さい値となりますが、パッドの厚さを直接測定せずにブレーキギャップ又はエアギャップ等のすき間を測定するものはパッドの摩耗が進行すると、すき間が広がっていくことから要重点点検の数値より要是正の数値の方が大きい値となります。

基準値表記の再確認および判定誤り防止の意味でブレーキギャップ又はエアギャップ・すき間等を記載条件として追加いたしました。

検査結果表 2(3) 主索の解説 ※4(6) 調速機ロープの判定も同じ

番号	検査項目	検査結果			
		指摘なし	要重点点検	要是正	既 存 不適格
(3)	主索又は鎖				
	主索				
	径の状況				
	最も摩耗した主索の番号 () 直径 (mm) 未摩耗直径 (mm)				
	素線切れ				
(3)	主索又は鎖				
	主索				
	素線切れ				
	最も摩耗した主索の番号 () 該当する素線切れ判定基準 () 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下				
	錆びた摩耗粉				
(3)	主索又は鎖				
	主索				
	錆びた摩耗粉				
	最も摩耗した主索の番号 () 直径 (mm) 未摩耗直径 (mm) 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 ()				
	主索本数				

「錆」判定欄追加
「摩耗」「摩損」「錆」
をそれぞれの欄にて
判定する。

記載漏れ注意！要重点点検の対象と
なる主索の番号全てを記入のこと

表1 素線切れ判定基準の記号

以下の a と b の記号を組み合わせて記入すること。

a 素線切れの判定記号

- 1 素線切れが平均に分布する場合
- 2 素線切れが特定の部分に集中している場合
- 3 素線切れが生じた部分の断面積の摩損がない部分の断面積に対する割合が70%以下である場合
- 4 谷部で素線切れが生じている場合

b 判定結果の記号

- イ 要是正判定の場合
- ロ 要重点点検判定の場合
- ハ 指定なしの場合

素線切れが、平均的に分布(「1」)か
特定部分に集中(「2」)かの明示要

＜記入例＞ ＜例1＞素線切れが平均的に分布する場合で、判定が要是正であった場合

該当する素線切れの判定基準 (1-イ)

＜例2＞素線切れが平均的に分布する場合で、判定が要重点点検であった場合

該当する素線切れの判定基準 (1-ロ)

＜例3＞素線切れが特定の部分に集中している状況であるが、指摘なしの範囲である場合

該当する素線切れの判定基準 (2-ハ)

＜例4＞素線切れが全くなく、指摘なしの場合

該当する素線切れの判定基準 (ハ)

※検査結果表 2(3) 主索の判定について

主索の判定は、径の状況（摩耗状況）・素線切れの状況・錆による主索の状況の3つの項目の判定となります。

特に、素線切れ・錆の状況については判定基準が4項目に分類され、さらに指摘項目別に判定します。

記入例として、素線切れの判定基準では、素線切れが平均的に分布（1）・特定箇所に集中（2）の判定と、指摘の（イ）：要是正・（ロ）：要重点・（ハ）指摘なしについて判定し記入します。

（例2）のように、素線切れが平均的に分布し、判定が要重点の場合（1-ロ）と記入する。

検査結果表 2(3)主索の判定基準

(4) 主索又は鎖・調速機ロープの判定

(1) 検査事項・検査方法と判定基準

【国土交通省告示 平28年国告第1179号(2017年4月1日施行)】

(イ) 検査事項	(ロ) 検査方法	(ニ) 判定基準		(ハ) 指摘なし
		基準記号	判定記号	
主索又は鎖・調速機ロープの径の状況	乗降する順度の最も高い階(基準階)から加速終了位置又は減速開始位置から基準階の間にここがある箇所、鋼車による曲げ回数が多い箇所等における最も摩耗の進んだ部分の直径及び鋼車にかからない部分の直径を測定する。	摩耗部分の主索の直径	次に掲げる基準(以下「索線切れ要重点判定基準」という)のいずれかに該当すること。	告示には記載無いが以下を業務基準書の「ハ: 指摘なし判定基準」とする。
主索又は鎖・調速機ロープの索線切れ状況	基準階から加速終了位置又は減速開始位置から、基準階の間にここがある箇所、鋼車による曲げ回数が多い箇所、他のある箇所等を目視により確認する。目視により確認する。	1	索線切れが平均に分布している場合	1よりピッチ内の索線切れ総数が6より鋼索にあっては2.4本、8より鋼索にあっては2.4本を超えていること又は1構成より1ピッチ内の索線切れが4本を超えていること
		2	索線切れが特定の部分に集中している場合	1よりピッチ内の索線切れ総数が6より鋼索にあっては2.4本、8より鋼索にあっては2.4本を超えていること又は1構成より1ピッチ内の索線切れが4本を超えていること
		3	索線切れが生じた部分の断面積の摩損がない部分の断面積に対する割合が90%以上である場合	1よりピッチ内の索線切れ総数が6より鋼索にあっては2.4本、8より鋼索にあっては2.4本を超えていること又は1構成より1ピッチ内の索線切れが4本を超えていること
		4	谷部で索線切れが生じている場合	谷部で索線切れが生じていること
主索又は鎖・調速機ロープの錆及び錆びた摩耗粉の状況	全長の錆及び錆びた摩耗粉の両者の状況を目視により確認し、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所がある場合にあっては、錆びた摩耗粉により谷部が見える部分の直径及び鋼車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視により確認する。	1	錆びた摩耗粉が多量に付着している場合	索線の状況が確認できないこと
		2	点状の腐食が多量に生じている場合	表面が点状の腐食が多量に生じていること
		3	錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び鋼車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視により確認する。	錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び鋼車にかからない部分の直径と比較して9.4%未満であること
		4	錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の1構成より1ピッチ内の索線切れが2本を超えていること	錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える箇所があること
主索又は鎖・調速機ロープの損傷及び変形の状況	全長を目視により確認する		著しい損傷又は変形があること	—
鎖の給油及び外観の状況	全長を目視により確認する		著しい損傷、変形、おじれ腐食等があること	給油が不十分であること
鎖の摩耗の状況	摩耗の進んだ部分の鎖の長さ及び鋼車にかからない部分の長さを測定する。		最も摩耗の進んだ部分の長さが鋼車にかからない部分の長さと比較して、伸びが1.5%以上あること	—

錆びが「あり」場合の判定基準に「ハ: 指摘なし」はありません。「ロ: 要重点点検」「イ: 要是正」の判定となります。

※主索・調速機ロープの判定基準について

実務マニュアル76ページに一覧表を掲載しております。確認の上、記載願います。

検査結果表_2(3) 主索 の記入例について

番号	検査項目	検査結果				担当検査者番号						
		指摘なし	要重点点検	要是正	既 存 不適格							
(3)	主索又は鎖	径の状況 最も摩耗した主索の番号 (3) 直径 (11.8 mm) 未摩耗直径 (12.1 mm)	97.52	%								
	素線切れ	最も摩損した主索の番号 (素線切れなし) 該当する素線切れ判定基準 (ハ) 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超 70%以下	1よりピッチ内の 素線切れ数 1構成より1ピッ チ内の最大の素線 切れ数	本 本								
	錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり ・ 〇)		%									
	谷部が赤錆色に見える主索の番号 () 直径 (mm) 未摩耗直径 (mm) 錆びた摩耗粉なしの場合: 摩耗粉判定基準 (ハ) と記入 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 (ハ)	1構成より1ピッ チ内の最大の素線 切れ数	本									
	主索本数 (3 本)											
	要重点点検の主索の番号 () 要是正の主索の番号 ()											
主索	素線切れ	素線切れ「有」の場合: 判定基準は(1又は2-イ・ロ・ハ)と なる 最も摩損した主索の番号 (2) 該当する素線切れ判定基準 (例: 2-ハ) 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超 70%以下 素線切れ「有」の場合: 70%超 70%以下 断面積の割合を選択	1よりピッチ内の 素線切れ数 1本 1構成より 1ピッチ内の 最大の素線切れ数 1本									
主索	素線切れ	素線切れなしの場合: 判定基準(ハ)と記入 最も摩損した主索の番号(素線切れなし) 該当する素線切れ判定基準 (ハ) 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超 70%以下 素線切れなしの場合: 70%超 70%以下 断面積に割合は抹消線	1よりピッチ内の 素線切れ数 0本 1構成より 1ピッチ内の 最大の素線切れ数 0本									
2(3) 主索又は鎖												
① 「径の状況」には、最も摩耗した主索の番号を記入するとともに、最も摩耗が進んだ部分の直径と綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径を記入する。また、右欄に最も摩耗が進んだ部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する割合を記入する。 ② 主索(もしくは鎖)を新規に交換した直後等で、すべての主索に摩耗や疲労がない場合の報告においては次のように「主索(鎖)の摩耗なし」と記載してもよい。(注:①と同様、摩耗直径・未摩耗直径・割合を記入願います) ■ 検査結果表 記入 <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>検査項目</th> <th>結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(3)</td> <td>主索又は鎖</td> <td>径の状況 最も摩耗した主索の番号 (主索の摩耗なし) 直径 (12.0 mm) 未摩耗直径 (12.0 mm)</td> </tr> </tbody> </table>							番号	検査項目	結果	(3)	主索又は鎖	径の状況 最も摩耗した主索の番号 (主索の摩耗なし) 直径 (12.0 mm) 未摩耗直径 (12.0 mm)
番号	検査項目	結果										
(3)	主索又は鎖	径の状況 最も摩耗した主索の番号 (主索の摩耗なし) 直径 (12.0 mm) 未摩耗直径 (12.0 mm)										

ここは空欄とは書いて
ないので、素線切れが
ない場合、「0」本と記入
して下さい。

協議会からのお願い
空欄には「-」を記入して下さい！

実務マニュアル正誤表にて
修正した記載内容です！
協議会HP: 令和4年1月17日掲載

※主索の判定欄記入について

主索の素線切れ・錆の欄で素線切れ数等がない場合は、空欄とせずゼロ又は、横棒—を記入願います。未記入と勘違いすることがあります。

また、素線切れ欄での主索の番号には素線切れがない場合は(素線切れなし)・該当する判定基準には、指摘なしの(ハ)を記入願います。判定基準欄に(該当なし)はNGです。主索を新規に交換した直後等で、全ての主索に損傷等がない場合は、(主索の摩耗なし)と記載しても構いません。摩耗率が100%の記載でも同様の記載とみなします。

又、従来は直径・未摩耗直径の()内への記載不要と思わせる表記でしたが測定結果と割合(100%)は必ず記入してください。

検査結果表 2(3) 主索 及び 別添1・2様式 記入について

2(3) 主索又は鎖

⑧ 別添1様式の写真添付について

2(3)「主索又は鎖」において

・最も摩耗した主索又は鎖として指摘した写真

・最も摩損した主索として指摘した写真

・錆びた摩耗粉により赤錆色に見える主索として指摘した写真

の3枚の写真をそれぞれ別添1様式に従い添付する。ただし、同一位置の場合は省くことができる。[第3章—7 別添1様式 P131 ～ 参照]

【例1】 摩耗・摩損・錆がそれぞれ異なる主索で発生した場合の記入例

主索又は鎖 (最も摩耗若しくは摩損した主索若しくは鎖又は錆びた摩耗粉により谷部 が赤錆色に見える主索の番号 (1))	検査結果 ☒ 要是正 ☐ 要重点点検 ☐ 指摘なし
写真	特記事項 最も摩耗した部分は 主索番号1の「最下階停止時かご右綱車にかかる箇所 より上1,500mmの位置」

検査結果は、検査結果表2(3)の判定
と同じとなります！

【例2】 摩耗・摩損・錆がそれぞれ同一主索・同一位置で発生した場合の記入例

主索又は鎖 (最も摩耗若しくは摩損した主索若しくは鎖又は錆びた摩耗粉により谷部 が赤錆色に見える主索の番号 (1))	検査結果 ☒ 要是正 ☐ 要重点点検 ☐ 指摘なし
写真 (同一場所であれば纏めてよい)	特記事項 最も摩損、摩耗、赤錆の谷部で2本を超える索線切れが同一場所に 発生している箇所は、「最下階停止時 巻上機綱車 にかかる箇所より上1,500mmの位置」

2(3) 主索又は鎖

[注意]別添1様式は下図例のとおり、主索の番号は「撮影した主索(鎖)の番号」、特記事項に「主索(鎖)の摩
耗なし」と記入する。

別添1様式

主索又は鎖 最も摩耗若しくは摩損した主索若しくは鎖又は錆びた摩耗粉により谷部 が赤錆色に見える主索の番号 (5))	点検結果 ☐ 要是正 ☐ 要重点点検 ☐ 指摘なし
写真貼付	特記事項 主索(鎖)の摩耗、摩損及び錆びた摩耗粉なし。

※主索の別添1・2様式について

主索の写真添付は、摩耗・索線切れ・錆が同じ主索で別々の箇所で発生している場合、あるいは別々の主索で発生している場合は、発生部位ごとに3枚の写真が必要となります。

ただし、同じ主索の同じ場所で発生している場合は、1枚の写真で構いません。

写真の横の特記事項には、発生状況（最も摩耗した部分は）かごが1階に停止した時に巻上機の綱車にかかる箇所等、具体的に測定・索線切れ・錆を確認した箇所を記入願います。

検査結果表 4(6) 調速機ロープ（釣合おもり側）記入について

4(6) 調速機ロープ

① 「調速機ロープ」には、索線切れ数を記入することを除き、2(3)に準じて記入する。

② 釣合い錘側に非常止め装置がつく場合、「8. 上記以外の検査項目」に釣合い錘側調速機ロープの検査項目を追記し判定する。

<記入例1> 検査項目を1行毎に記載した例

8	上記以外の検査項目
4(6)調速機ロープ(釣合おもり側)	
径の状況	直径(6.0 mm) 未摩耗直径(6.1 mm) (98.3%)
索線切れ	該当する索線切れ判定基準 (ハ)
	索線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超 → 70%以下
錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分	(あり ・ なし) ※3
直径 (— mm) 未摩耗直径 (— mm)	
該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 (—)	

<記入例2> 検査項目を複数總めて記載した例

8	上記以外の検査項目
4(6)調速機ロープ(釣合おもり側)	
径の状況	直径(6.0 mm) 未摩耗直径(6.1 mm) (98.3%)
索線切れ	該当する索線切れ判定基準(ハ) 索線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超 → 70%以下 ※2
錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分	(あり ・ なし) ※3
直径 (— mm) 未摩耗直径 (— mm) (— %)	該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 (—)

※2、※3 索線切れの断面積割合、赤錆色に見える部分の有無は文章で記入しても良い。

・索線切れが生じた部分の断面積の割合は「70%超え」

・錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分は「なし」

8	上記以外の検査項目	■ 記入事例1 (釣合い錘側 調速機ロープ) <記入例2タイプ>							
4(6) 調速機ロープ(釣合おもり側)									
径の状況	直径(9.0 mm) 未摩耗直径(9.1 mm) (98.9 %)		○						
索線切れ	該当する索線切れ判定基準 (ハ) 索線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超 → 70%以下		○						
錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分	(あり ・ なし)		○						
直径 (— mm) 未摩耗直径 (— mm) (— %)	該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 (—)								
判定の「○」は一つでOK									
8	上記以外の検査項目	■ 記入事例2 (釣合い錘側 調速機ロープ) <記入例3タイプ>							
(1) 1(14) ブレーキ対策 エレベーターが正常に走行することを確認									
(2) 4(6) 調速機ロープ(釣合おもり側)			○						
(3) 径の状況	直径(6.1mm) 未摩耗直径(6.2mm) (98.3%)		○						
(4) 索線切れ	該当する索線切れ判定基準(ハ) 索線切れが生じた部分の断面積の割合 なし		○						
(5) 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の径(なし) 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 (→)			○						
判定の「○」は一つでOK									

※結果表 4(6) 調速機ロープ（釣合おもり側）記入について

釣合おもり側に調速機がある場合は、調速機ロープの判定欄がないため、8の上記以外の検査項目欄に検査項目と測定結果等を記載し判定願います。

判定欄は、4(6)の調速機ロープ検査項目をそのまま活用あるいは、項目ごとに記載しても構いません。また、判定はそれぞれの項目ごとに判定しなくても構いません。

検査結果表_6(10) 底部すき間 及び 緩衝器が異なる場合の記入について

番号	■ 検査結果表6(10)	検査項目	前回値と実測値を比較	検査結果			担当 検査者 番号
				指摘 なし	要重点 点検	要是正 既 存 不適格	
6	ピット	緩衝器形式 ばね式・油入式 緩衝材					
(10)	釣合おもり底部すき間	制御方式 交流1(2)段制御 其他 前回の定期検査時 (mm)	mm				

6(10)釣合おもり底部すき間

④ 次回点検までに規定値を確保できない場合⇒「要重点点検」指摘とする

〈例〉油圧緩衝器の場合

[前回測定値 50mm]⇒[今年度実測値 20mm]

⇒ 今年度変化は $\Delta 30\text{mm}$ であるが、来年度 同じ変化量が発生すると緩衝器にぶつかる可能性がある。
このため、このような場合は「要重点点検」指摘とする。

要重点点検記入について

番号	かご側と釣合おもり側の緩衝器が異なる場合		※かご側と釣合おもり側の型式が異なる場合 ・6(4)型式では、両方の型式を選択する。 ・6(10)ではおもり側の型式を選択する。 また、各状況にて判定を選択し判定する。				
6	ピット	型式 ばね式・油入式・緩衝材					
(4)	緩衝器又は緩衝材	劣化の状況	適・否				
		作動の状況（油入式のものに限る。）	適・否				
		油量の状況（油入式のものに限る。）	適・否				
(10)	釣合おもり底部すき間	緩衝器形式 ばね式・油入式・緩衝材 制御方式 交流1(2)段制御・其他 前回の定期検査時 (mm)	mm				

※結果表6(10)底部すき間の記入について

前回値と実測値を比較して次回（来年度）の検査までに判定基準を満たさないと予測される場合は、要重点点検と判定してください。ただし、前回検査から今回検査までの期間にロープ交換された場合（交換後の初期伸び）または、主索の伸びの状況が鈍化している等、原因が明確な場合には特記事項欄に判定理由を記載し、検査者の判断で「指摘なし」としても構いません。

また、前回値が不明あるいは前回検査から今回検査までの期間が2年以上経過した場合も重点判定としてください。

・かご側と釣合おもり側の緩衝器が異なる形式の場合

6(4)の緩衝器型式は、かご側・おもり側で使用されている型式を選択してください。

かご側・釣合おもり側で異なる型式を使用している場合（ばね式・油入式）は両方を選択してください。各状況の判定結果（適または否）を○で囲み判定願います。

6(10)の緩衝器型式は、釣合おもり側の緩衝器を選択してください。

検査結果表 特記事項 記入について

検査結果表「特記事項」欄 (次頁「特記事項」記入例を参考とすること)

- ① 「特記事項」欄は、該当する検査項目の番号、検査項目及び検査事項を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(年月)」欄に当該年月を()書きで記入する。
- ② 次の項目は、「特記事項」欄に記載が必要である。
- | | |
|---|---------------------------------------|
| a) 「要是正」「要重点点検」の具体的指摘、改善内容 | [必須] |
| b) 前回の「要重点点検」指摘に対し「指摘なし」に改善した場合の実施内容 | [必須] |
| c) 設置時期で判断する耐震関係の既存不適格は、「耐震関係は設置時期で既存不適格」と記入する。 | [必須] |
| d) c)以外の「既存不適格」の具体的指摘、改善内容等 | [必須。業務基準書では記載必須としてないが、全既存不適格を記入願いたい。] |
| e) 地震時等管制運転装置が昇降行程 7m 以下で対象外の時 | [必須] |
| f) 6(10)すき間 前回値よりプラス 100mm 以上となった場合の理由 | [必須] |
| g) ビット冠水、昇降路入室できない場合の測定不可項目 | [必須] |
| h) 巻上機ブレーキの「プランジャーストローク」検査項目において製造者が指定する項目 | [必須] |

【記載上の注意】

- イ) 「要是正」「要重点点検」指摘の際は、次の内容を明記する。(「特記事項」記入例参照)
- ・ 該当する検査項目の番号
 - ・ 「検査項目」欄には、検査項目と指摘レベル(「要是正」もしくは「要重点点検」)
 - ・ 「指摘の具体的内容等」欄には、指摘した判定理由が明確に分るように記入する。
- <例> 6(6) ビット漏水による機器の発錆あり (要是正) [「ビット漏水」だけでは説明不足]
1(2) 機械室に荷物有り定期点検作業に支障あり (要是正) [「機械室に荷物有り」だけでは説明不足]
- ロ) 「既存不適格」を記入する際は、該当する検査項目の番号、検査項目及び検査事項を記入する。「指摘の具体的内容等」欄には「既存不適格」とした具体的内容を記入する。
- ハ) 説明文章
- ・ 昇降機装置名、部品名等の社内の専門用語はさけ、共通な用語を用いる。
 - ・ 具体的に記入する。
 - ・ 平易な表現とする。
- ③ 「その他」要望事項
- 法令で設置が義務づけられていない装置に不具合が発生した場合、「その他」事項として「特記事項」に記載し、管理者(所有者)へ改善要望を行う。
- ④ 「その他」での要望事項は別添2様式の添付を必須としていないものの、状況を明確する上でも添付が望ましい。

「特記事項」について

検査結果表の判定と特記事項に整合性が必要です。283改正で既存不適格の指摘数が増えたことも要因にあると思いますが、検査結果判定結果と不一致が散見されます。(特に、指摘しているのに特記事項記載がない、指摘しないのに特記事項に記載があるなど単純ミスが多い。)

検査結果表作成後、判定結果と特記事項記載内容について再度確認をお願いします。

(お願い事項)記載は検査項目番号順で記載願います。

※検査結果表 特記事項記入について (1)

検査結果表の判定と特記事項の記載に不整合が散見されます。

検査結果表の判定で、要是正・要重点点検 と判定されている項目の記載がされていない。

特に、判定結果が、要是正・要重点点検・要是正(既存不適格)判定なのか明確に記入願います。

また、前回の結果が要重点点検であったものが指摘なしに改善した場合は、改善内容の記載をお願いいたします。

既存不適格判定について、定期検査業務基準書では、新しく基準判定が設けられた項目について時期で判定する場合のみ特記事項に記載するように指示がありますが、既存不適格に判定したすべての項目を特記事項に記載するようお願い致します。

理由として判定誤りなのか、記載ミスなのか判断が不明になることと、既存不適格を今回の検査前に改善されたものなのか判断できないことがあります。

お手数をおかけいたしますが、ご理解の上、記載頂けますようよろしくお願い致します。

検査結果表 特記事項記入例について

番号	検査項目	検査事項	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月
「要是正」「要重点点検」指摘の記載例					
1(4)	救出装置(要是正)	制動装置開放の状況	バッテリー劣化により開放不良	バッテリーの交換	折衝中
2(10)	地震時等管制運転装置(要是正)	作動状況	バッテリー劣化により作動不良	バッテリーの交換	H30年9月
2(3)	主索又は鎖(要是正)	No.2,3の主索の素線切れが平均的に分布しており、1構成より1ピッチ内の素線切れが5本ある。		主索の交換	(H30年12月)
「既存不適格」指摘の記載例					
2(9)	戸開走行保護装置(既存不適格)	設置及び作動の状況	戸開走行保護装置なし	戸開走行保護装置付き現行機種への取替を要望します。	——
3(13)	かごの床先(既存不適格)	かごの床先と昇降路壁とのすき間の状況	かご床先と昇降路壁とのすき間が12.5cmを超えている。	フェッシャプレートを取付を要望します。	——
2(10)	地震時等管制運転装置(既存不適格)	加速度を検知する部分の取付けの状況	・P波センサーなし ・地震時管制運転装置と予備電源装置の連動なし	・P波の取付を要望します。 ・予備電源と連動した地震管制運転取付けを要望します。	——
設置時期で判断する「既存不適格」指摘の記載例					
4(5)	頂部綱車	取り付けの状況(耐震対策)	耐震関係は、設置時期で既存不適格を判断	平25国告第1047号を満足する耐震強化をお願いします。	——
検査対象外の連絡の記載例					
2(8)	はかり装置	警報、かご・乗場の戸及び取付けの状況	検査項目対象外のため項目を抹消		
3(12)	停電灯装置	設置、作動及び照度の状況	検査項目対象外のため項目を抹消		
2(10)	地震時等管制運転装置	昇降行程7m以下のため、地震時等管制運転装置は検査対象外となり抹消した。			
2(1)	圧力配管	継手、配管の一部が埋設のため確認できず。			
前回「要重点点検」指摘に対する改善後の検査結果変更の記載例					
1(14)	巻上機	ブレーキパッド残存厚み	令和1年5月に、ブレーキパッドを交換し、前回「要重点点検」指摘を「指摘無し」に改善した。		
2(3)	主索又は鎖	径、素線切れ、錆の状況	前回の錆びた摩耗粉による「要重点点検」指摘に対し、主索交換により「指摘無し」に改善した。(令和1年5月)		
6(10)	釣合おもり底部すき間	すき間の状況	令和1年5月に、主索の切詰め作業を行い、前回の「要重点点検」指摘に対し基準値以上の底部すき間を確保した。		
その他(所定検査項目以外の)指摘					
その他	停電時自動着床装置	停電時作動状況	バッテリー劣化により作動不良	バッテリーの交換	

「特記事項」記入例について

- ①「要是正」「要重点点検」「既存不適格」指摘時等の記入例を掲載しているので参考にしてください。
 ②前回「要重点点検」指摘に対し、改善した場合(今回「指摘なし」)について記入されていないことが多い。
 漏れなく記入が必要である。記入例を参考に注意願いたい。

※検査結果表 特記事項記入について(2)

指摘の具体的内容等で特に耐震関係の既存不適格に対する指摘の内容について「平24国告第1047(1048)号に適合しない」と記載されているものが多数、見受けられます。

告示ではエレベーターの主要な支持部分に対する構造計算および釣合いおもりの脱落防止に対する釣合いおもり枠の構造計算・構造方法が定められています。

告示に対し構造計算等を行った結果として「不適合」と判断した場合を除き、指摘の具体的内容等には「耐震関係は設置時期で既存不適格を判断」と記載する様、お願いいたします。

※特記事項記入要領・記入例を実務マニュアル 74・75ページに掲載しておりますので確認願います。

「設置時期」で判定する既存不適格の検査項目について

(1) 「既存不適格」を設置時期で判定する項目

設置後に施行された新法令及び改正法令に対し、適合していない場合は「既存不適格」として判定する必要がある。「平20国告第283号改正(平成28年11月1日)」では、耐震関係の既存不適格判定項目が多く追加された。その中には、「状態」での判定が難しい項目があるため、新たに「設置時期」での判定が付加された。

この「設置時期」の耐震関係既存不適格項目は次にて判定を行う。

- ① 告示「平25国告第1047号」「平25国告第1048号」の施行日「平成26年4月1日」以前に確認申請書が交付された昇降機が「既存不適格」の判定となります。
- ② 「設置時期」で判定する項目は、17年業務基準書「4.2 平成20年国土交通省告示第283号別表の解説」の表の「既不」欄に「時期」と記載されている項目が該当する。(本作成要領書においても、次ページ「(3) 既存不適格の判断基準」の「時期」による判定欄に「○」を付し示す。)

<別表の解説例>

(イ)検査項目	(ロ)検査事項	(ハ)検査方法	(ニ)判定基準	既不	解
18 駆動装置等の耐震対策	転倒及び移動を防止するための措置の状況	駆動装置及び制御器の取付けの状況を目視又は触診により確認する。	巻上機等の駆動装置又は制御器をはり等へ堅固に取り付けていないこと。	時期	*
	ロープガード等の状況	目視及び触診により確認し又は測定する。	令第129条の4第3項第四号の規定に適合しないこと。	状態	*

- ③ 「設置時期」で判定された「既存不適格」は、特記事項欄に「耐震関係は設置時期で既存不適格を判断」と記載しなければならない。記入例は、第3章 1. 主索又は鎖で吊るエレベーター (3)「特記事項」の記入例を参照のこと

【補足】設置時期で判定する検査項目の内、主索・主索の端部・マシンビーム・頂部綱車の支持はり・プランジャー・シリンダー・油圧配管・高圧ゴムホース等は平成12年建設省告示第1414号の強度検証法の規定に適合している場合およびロープ式(機械室あり)・油圧式のガイドレールで、かごの荷重・積載荷重が常時作用しない構造となっているものについては「指摘なし」判定となるため確認が必要。(関連告示:平成25年国土交通省告示第1047号)

※設置時期で判定する既存不適格項目の解説【補足】について

定期検査業務基準書では既存不適格を関係法令・告示の施行日を基準に昇降機の設置時期で判定する検査項目がありますがその内、主索・主索の端部・マシンビーム・頂部綱車の支持はり・プランジャー・シリンダー・油圧配管・高圧ゴムホース等は平成12年建設省告示第1414号の強度検証法の規定に適合(確認申請時の設計図書にて強度計算済)しているものがあるため確認が必要です。又、ガイドレールは常時、かごの荷重等が作用しない構造のものにあっては平25国告第1047号に該当しないため検査時に支持はり等の構造について目視確認してください。

※「設置時期」で判定する既存不適格の検査項目について(補足)

定期検査業務基準書では既存不適格を関係法令・告示の施行日を基準に昇降機の設置時期で判定する検査項目がありますがその内、主索・主索の端部・マシンビーム・頂部綱車の支持はり・プランジャー・シリンダー・油圧配管・高圧ゴムホース等は平成12年建設省告示第1414号の強度検証法の規定に適合(確認申請時の設計図書にて強度計算済)しているものがあるため確認が必要です。又、ガイドレールは常時、かごの荷重等が作用しない構造のものにあっては平25国告第1047号に該当しないため検査時に支持はり等の構造について目視確認してください。

「実務マニュアル(2021年版)」のホームページ公開

一般社団法人
東京都昇降機安全協議会

トップページ 協議会の概要 定期検査報告制度 関係法令 報告書ダウンロード

トピックス
昇降機の安全・安心を支える 定期検査

Home > トピックス一覧 > 昇降機定期検査報告書 作成

**実務マニュアル(2021年版)は
当協議会HPから PDF版をダウンロードできます！**

出版物

● 東京都昇降機等定期検査報告実務マニュアル

昇降機定期検査報告書の作成は「昇降機・遊
戯施設定期検査報告業務基準書(2017年版)
(一財)日本建築設備・昇降機センター発行」
に基づき作成されますが、本書は昇降機検査
結果表を作成する際の留意すべき事項をわか
り易く取りまとめたものです。

昇降機検査資格者及び定期検査報告書を作成
する方には「作成の手引き」また「事前審査
の参考書」としてご利用ください。

本書は、下記から閲覧(PDF)が可能です。

表紙・目次

第1章 東京都における昇降機定期検査報告制度の運用

第2章 定期検査報告書の記入要領

第3章 検査結果表の記入要領

第4章 昇降機定期検査報告制度に係る建築関係法令等

第5章 昇降機の適切な維持管理に関する指針

正誤表

※実務マニュアル(2021年度版) HP掲載について

当協議会のHPに2021年度版、実務マニュアルをPDF版として掲載しました。
定期検査報告書の作成要領として活用願います。

「実務マニュアル（2021年版）」の販売



一般社団法人
東京都昇降機安全協議会

トップページ 協議会の概要 定期検査報告制度 関係法令 報告書ダウンロード

昇降機関連図書
定期検査による安全を利用者の安心へ

「定期検査報告書作成要領(2021年版)」の購入は当協議会HPで紹介しています！

昇降機関連図書

- 東京都昇降機等定期検査報告実務マニュアル

東京都昇降機等定期検査報告
実務マニュアル
2021年版

昇降機定期検査報告書の作成は「昇降機・遊戯施設定期検査報告業務基準書(2017年版) (一財)日本建築設備・昇降機センター発行」に基づき作成されますが、本書は昇降機検査結果表を作成する際の留意すべき事項をわかり易く取りまとめたものです。

昇降機検査資格者及び定期検査報告書を作成する方には「作成の手引き」また「事前審査の参考書」としてご利用ください。

価格 : 6,000円(税抜) 送料別
体裁 : A4判 559項
編集・発行 : 一般社団法人 東京都昇降機安全協議会
編集協力 : 東京都定期調査・検査報告行政連絡会
編集協力 : 建築設備・昇降機等分科会

※実務マニュアル（2021年度版）販売について

実務マニュアルをHPに掲載しておりますが、マニュアル本として購入したい方は、販売も行っております。一部：6,000円（税別・送付代別）。

なお、販売部数に制限がありますので完売の際はご了承ください。

建築物所有者・管理者の皆様へ

建築基準法により 定期調査・検査報告 が必要です。

(建築基準法第12条第1項、第31項)

※住宅の規模等によって異なります。

- ・定期調査報告済証
- ・定期検査報告済証

※取得は義務です。

①のアパート、病院、飲食店など、不特定多数の方が利用する建築物等は、建築基準法に基づいて防火・避難安全などの防災設備を調査・検査し報告しなくてはなりません。

②調査・検査結果を報告すると、報告済証が発行されます。

防火施設等
定期調査

防火設備
定期検査

構造体等
定期調査

消防設備
定期検査

調査・検査費：2万円超はバリエーションあり。1万円未満の場合は、この中から調査・検査の日数・検査内容に応じて最低5千円～

発行：東京消防庁 消防サービスセンター

[各都道府県 消防センター]

東京都消防総局本部建設課

[illegible]

後日、ご希望いただいた部数を送付させていただきます。

2021年版 東京都昇降機等定期検査報告 実務マニュアルの解説

END

・最後に、2022年においても新型コロナウイルス感染症対策で、関係各位におかれましては検査業務の実施に伴い厳しい制限を課せられての作業になっているものと思います。日常での感染症対策はもとより作業中の感染症対策に留意しながら、くれぐれも日頃の安全対策を怠ることなく業務を遂行されますよう、お願い致します。

一般社団法人 東京都昇降機安全協議会
業務部